

成長基盤強化を支援するための資金供給の実施結果【米ドル特則分】

○ 米ドル特則

回号	第 1 期
貸付実施の通知日時	2012 年 10 月 16 日 (午前 9 時 30 分)
貸付日	2012 年 10 月 19 日 (米国東部時間)
返済期日	2013 年 10 月 18 日 (米国東部時間)
貸付日における貸付予定総額	711 百万米ドル
貸付先数	6 先

以 上

金融機関等による成長基盤強化に向けた取り組み状況

1. 個別投融資（第1期＜米ドル特則＞対象分）

(1) 資金が国外において使用される外貨建て投融資にかかる成長基盤強化への効果別分布状況^(注1)

(百万米ドル、括弧内は構成比)

成長基盤強化への効果	金額	
国内における生産・サービス活動、設備投資または雇用の増加に資することが見込まれるもの	482	(61.6%)
国内における企画・研究開発機能の強化、新規事業の立ち上げ、業務継続態勢の強化等を伴う国際的分業態勢の構築に資することが見込まれるもの	234	(29.9%)
国内において使用する原材料の安定調達に資することが見込まれるもの	66	(8.5%)
その他	0	(0.0%)
合計	783	(100.0%)

(2) 資金が国内において使用される外貨建て投融資にかかる成長基盤強化分野別分布状況

○ なし

(3) 個別投融資の金額別分布状況

(件数、括弧内は構成比)

10万米ドル以上 1百万米ドル未満	1百万米ドル以上 5百万米ドル未満	5百万米ドル以上 50百万米ドル未満	50百万米ドル以上	合計	1件当り 平均金額
0 (0.0%)	2 (9.1%)	11 (50.0%)	9 (40.9%)	22 (100.0%)	35.6 百万米ドル

(4) 個別投融資の期間別分布状況

(件数、括弧内は構成比)

1年以上 4年以下	4年超 10年以下	10年超 20年以下	20年超	合計	平均期間
1 (4.5%)	18 (81.8%)	3 (13.6%)	0 (0.0%)	22 (100.0%)	5.9年

2. 取り組み方針（米ドル特則用）

(1) 「成長基盤強化に向けた取り組み方針（米ドル特則用）」について確認を受けた金融機関等の数 ^(注2)

30 先

(2) 「成長基盤強化に向けた取り組み方針（米ドル特則用）」における資金が国外において使用される外貨建て投融資にかかる成長基盤強化への効果の分布状況 ^(注3)

(先)

成長基盤強化への効果	当該効果を選択した金融機関等の数
国内における生産・サービス活動、設備投資または雇用の増加に資することが見込まれるもの	30
国内における企画・研究開発機能の強化、新規事業の立ち上げ、業務継続態勢の強化等を伴う国際的分業態勢の構築に資することが見込まれるもの	28
国内において使用する原材料の安定調達に資することが見込まれるもの	28
その他	3

(3) 「成長基盤強化に向けた取り組み方針（米ドル特則用）」における資金が国内において使用される外貨建て投融資にかかる成長基盤強化分野の分布状況 ^(注4)

(先)

成長基盤強化分野	当該分野を選択した金融機関等の数
研究開発	22
起業	19
事業再編	19
アジア諸国等における投資・事業展開	15
大学・研究機関における科学・技術研究	15
社会インフラ整備・高度化	22
環境・エネルギー事業	22
資源確保・開発事業	17
医療・介護・健康関連事業	21
高齢者向け事業	16
コンテンツ・クリエイティブ事業	15
観光事業	20
地域再生・都市再生事業	19
農林水産業、農商工連携事業	19
住宅ストック化支援事業	14
防災対策事業	15
雇用支援・人材育成事業	14

保育・育児事業	16
その他	8

(注1) 本資金供給の米ドル特則（成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則）は「第1期（2012年4月～6月）分」として、2012年7月2日から同7月19日までに提出され、成長基盤強化に向けた取り組み方針（米ドル特則用）のもとで実行されたことが確認された「個別投融資実績」の分布状況。なお、本資金供給は、個別投融資実績の範囲内で貸付対象先が希望する金額に基づいて実施されるため、貸付予定総額と個別投融資実績の合計金額とは必ずしも一致しない。

表中の成長基盤強化への効果の分類は、「成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」の別紙で例示された3つの効果に基づいている。

(注2) 2012年5月28日から同7月10日までに「成長基盤強化に向けた取り組み方針（米ドル特則用）」の提出を行い、当該取り組み方針が本資金供給の要件を満たすと確認された金融機関等の数。

(注3) 2012年5月28日から同7月10日までに提出され、本資金供給の要件を満たすと確認された「成長基盤強化に向けた取り組み方針（米ドル特則用）」において、表に掲げる効果を「当該取り組みによってもたらされ得る、資金が国外において使用される外貨建て投融資にかかる成長基盤強化への効果」として選択した金融機関等の数。

表中の成長基盤強化への効果の分類は、「成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」の別紙で例示された3つの効果に基づいている。なお、複数の効果を選択している金融機関等が存在するため、先数の合計は「『成長基盤強化に向けた取り組み方針（米ドル特則用）』について確認を受けた金融機関等の数」とは必ずしも一致しない。

(注4) 2012年5月28日から同7月10日までに提出され、本資金供給の要件を満たすと確認された「成長基盤強化に向けた取り組み方針（米ドル特則用）」において、表に掲げる事業分野を「当該取り組みによって強化され得る、資金が国内において使用される外貨建て投融資にかかる成長基盤分野」として選択した金融機関等の数。

表中の成長基盤強化分野の分類は、「成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」の別紙で引用される「成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」で例示された18の事業分野に基づいている。なお、複数の事業分野を選択している金融機関等が存在するため、先数の合計は「『成長基盤強化に向けた取り組み方針（米ドル特則用）』について確認を受けた金融機関等の数」とは必ずしも一致しない。

<本件に関する照会先>

実施結果関係

日本銀行金融市場局市場調節課

蒲地<かぢ> (03-3277-1272)、柳井 (03-3277-1277)

「金融機関等による成長基盤強化に向けた取り組み状況」関係

日本銀行金融機構局金融モニタリング課

中井 (03-3277-1582)、廣<ひろ> (03-3277-3656)